

グループ共済

● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

配当の仕組み

(イメージ図)

お支払い

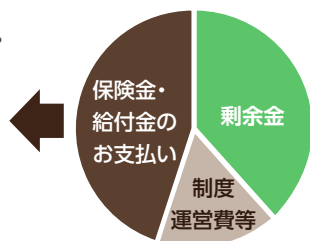
集まった保険料の中から保険金・給付金が支払われます。

2025年度の
お支払い実績

グループ共済(生命保険部分)

16件 約7,433万円

加入者の保険料



加入者が増えると制度は安定します。

1年ごとに収支計算

配当金

1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付します。

【配当金還付対象制度】
グループ共済(生命保険部分)
医療保障保険
就業不能サポート制度

- この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- なお、配当金はグループ共済(生命保険部分)、医療保障保険、就業不能サポート制度それぞれ別々に収支計算を行ないます。
- グループ共済 傷害給付、医療費支援制度、健康づくりサポート、重病克服支援制度、短期療養給付、長期療養収入補償制度、リビングガードには配当金がありません。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5～11に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

申込締切日

2026年8月28日(金)

責任開始期

(加入日)

商品ごとに異なります。

「はじめに」のページをご覧ください。

【契約者】 広島県学校生活協同組合

【制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル

0120-64-3312

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

グループ共済

年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乘せして保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP25をご確認ください。

P.15



ケガへの備え

グループ共済 傷害給付

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)^{注●}

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)^{注●}

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★・注●}

※グループ共済への加入が必要です。

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]



病気・ケガへの備え

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注★}

※グループ共済への加入が必要です。

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



病気・ケガへの備え

医療費支援制度

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注★}

※グループ共済への加入が必要です。

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



健康増進

健康づくりサポート

健康づくりサポート

- 健康増進に役立つ情報を提供します。
- 楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

ご加入いただける方についてはP37をご覧ください。

P.37



重い病気への備え

重病克服支援制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：2027年2月1日(月)

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

※グループ共済への加入が必要です。

[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.39

注★☆●は3ページをご確認ください。



就業不能
への備え

就業不能サポート制度

特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

商品の特長

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

ご加入いただける方

本人

当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

※グループ共済への加入が必要です。

配偶者

(ご加入いただけません)

子ども

(ご加入いただけません)

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]



休職
への備え

短期療養給付

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]



長期休職
への備え

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]



ケガ・日常生活上のリスク
への備え

リビングガード

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】
責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●退職後の取り扱いについては、P.79～P.80をご参照ください。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

P.8

はじめに

掲載
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.49

契約概要・注意喚起情報(グループ共済)

グループ共済

グループ共済 傷害給付

P.53

医療保障保険

医療費支援制度

健康づくりサポート

重病克服支援制度

P.55

就業不能サポート制度

短期療養給付

長期療養収入補償制度

リビングガード

ご注意くださいこと

重病克服支援制度の年金受取について

各制度の退職後の取り扱いについて

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 傷害給付	P.29	医療保障保険	P.31	医療費支援制度	P.33
重病克服支援制度	P.39	就業不能サポート制度	P.49	短期療養給付	P.53
長期療養収入補償制度	P.55	リビングガード	P.57		

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します(初回は1月分給与より) ボーナス時保険料(グループ共済)は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します(初回のボーナス時保険料は12月分賞与より控除します)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

医療保障保険

就業不能サポート制度

医療保障保険・就業不能サポート制度は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【医療保障保険】【医療費支援制度】【就業不能サポート制度】【重病克服支援制度】

明治安田生命保険相互会社

【グループ共済 傷害給付】【リビングガード】【短期療養給付】【長期療養収入補償制度】

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ共済についてはP13・14をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例	約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき
●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。 ●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。	

入院給付金(保険金)の事例	責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合
●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。	
責任開始期(加入日) 病気・ケガ → 入院 → × お支払対象外	

特定疾病保険金の事例	生まれて初めての「がん」でないとき
●責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。	
※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。	
責任開始期(加入日) 診断確定 → 診断確定(別のがん・再発・転移) → × お支払対象外	

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.60**

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.73

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度】STEP1・2へお進みください。

【短期療養給付】STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【グループ共済 傷害給付・リビングガード】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 医療費支援制度 就業不能サポート制度 短期療養給付 長期療養収入補償制度
---	---

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上以上の入院をしたことはありません。
- 重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
注①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

<医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

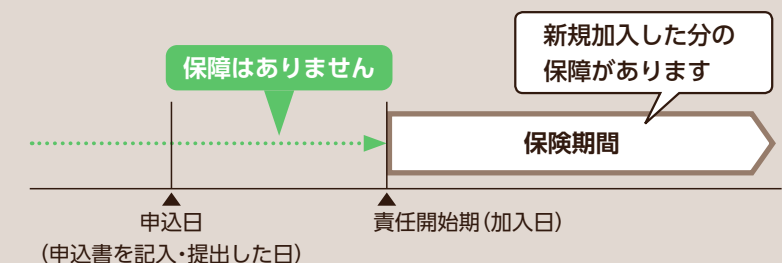
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

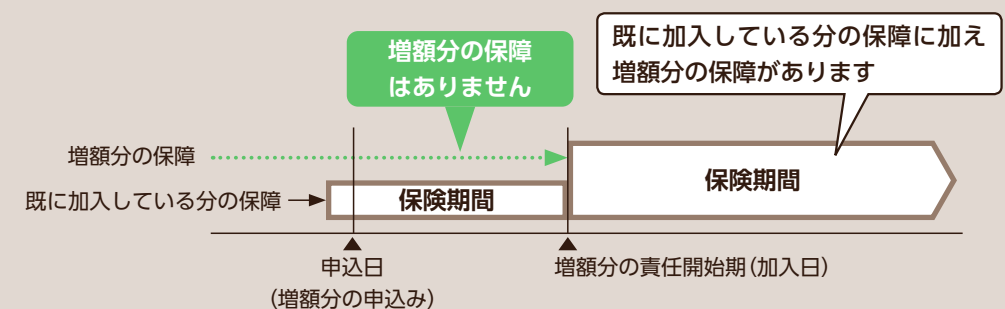
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に参加している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.75**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.9**

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ共済（年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・掛金・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 掛金	支払事由
グループ共済	P25	P25	P15	P25

③ 配当金

グループ共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

グループ共済は、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日＊）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

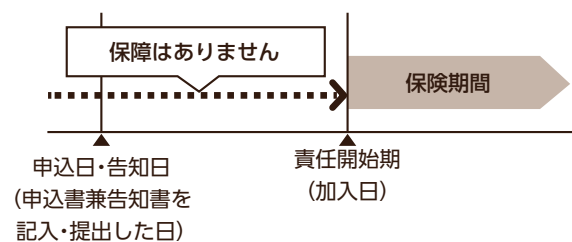
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日＊）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日＊）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日＊）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

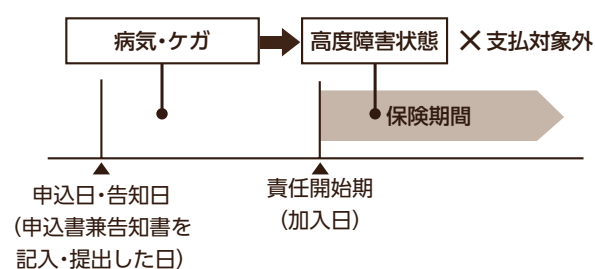


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日＊）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日＊）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 **P26**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部 法人営業部
ご照会窓口 082-247-6987
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



意向確認
ご加入前
のご確認

グループ共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

※グループ共済とグループ共済 傷害給付はセットでご加入ください。
※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料は、P29～P30をご参照ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金形式で)お支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払掛金相当額が必要になります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた掛金に対応する期間まで保障が継続します。

本人														
申込 コース		一般の死亡・高度障害								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度
		月額給付				ボーナス 給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	こども加入 可能人数
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)					
月額給付＋ボーナス給付(年2回)コース	K1	4,250	30	13.4	4,845	750	30	14.2	855	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000	4
	A1	4,000	25	14.8	4,450	750	25	16.6	834	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000	4
	C1	3,600	25	13.3	4,005	400	25	8.9	445	900	900	630 ～ 90	13,500	5
	D1	3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ～ 81	12,195	5
	D2	3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ～ 81	12,195	4
	D3	3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ～ 81	12,195	4
	E1	2,600	20	11.7	2,823	750	20	20.3	814	650	650	455 ～ 65	9,750	5
	F1	1,950	15	11.4	2,068	750	15	26.5	795	488	488	341 ～ 48	7,320	5
	G1	1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ～ 32	4,875	5
	H1	650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ～ 16	2,445	5
月額給付コース	K	4,250	30	13.4	4,845	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000	4
	A	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000	5
	B	4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000	5
	C	3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ～ 90	13,500	5
	D	3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ～ 81	12,195	5
	E	2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ～ 65	9,750	5
	F	1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ～ 48	7,320	5
	G	1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ～ 32	4,875	5
	H	650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ～ 16	2,445	5
	I	580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ～ 14	2,175	5
	J	200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ～ 5	750	5
	Z	100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ～ 2	375	5

配偶者さまに万一（死亡・高度障害）のことがあった場合にも保障は必要です。

ご家族構成により必要な保障もさまざまです。

ご自身の生活に見合った保障をご準備ください。

配偶者コースの特長

- ご本人さまがご加入いただくことで、配偶者さまの保障のご準備が可能です。
また、退職後も継続可能です。
(ご本人さまの継続が必要です)
- 配偶者コースの掛金も配当金の対象です。
(1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付)

配偶者								
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				不慮の事故に よる死亡 特定感染症に よる死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故に よる高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故に よる身体障害 (程度により)【障害 給付金(給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故に よる5日以上の 入院(120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
	年金原資 【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)				
2,000	2,000	20	9.0	2,172	500	500	350 ～ 50	7,500
1,500	1,500	15	8.8	1,590	375	375	262 ～ 37	5,625
1,000	1,000	10	8.6	1,035	250	250	175 ～ 25	3,750
800	800	10	6.9	828	200	200	140 ～ 20	3,000
650	650	5	10.9	656	163	163	114 ～ 16	2,445
580	580	5	9.7	585	145	145	101 ～ 14	2,175
200	200	3	5.5	200	50	50	35 ～ 5	750
100	100	-	-	-	25	25	17 ～ 2	375

● 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

こども					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
400	400	120	120	84 ～ 12	1,800

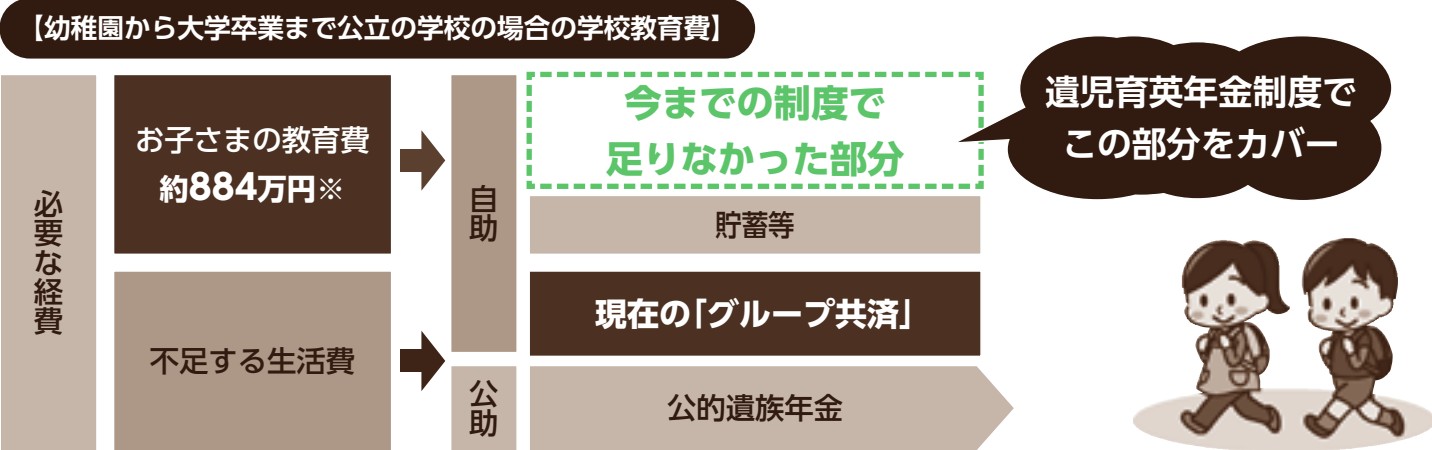
お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25～28

「遺児育英年金制度」もぜひご検討ください！

遺児育英年金制度とは？

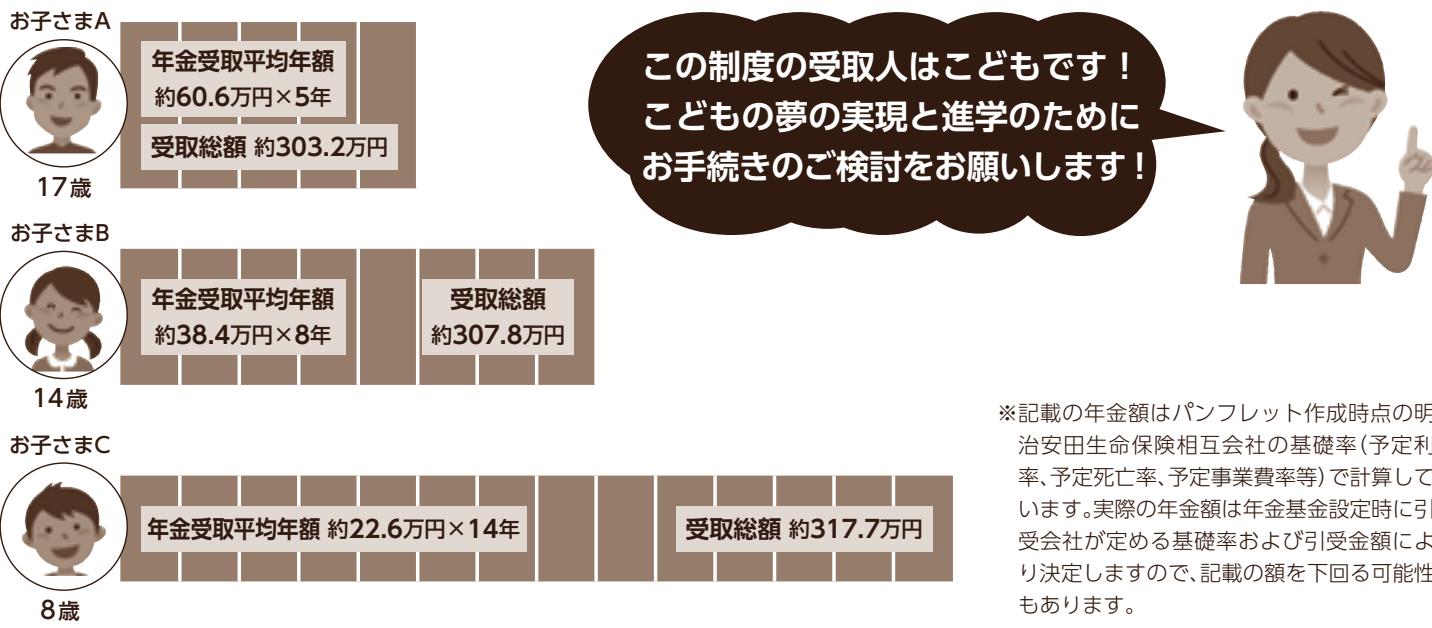
グループ共済に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」に加入できるようになりました。



※出典：文部科学省「令和5年度子供の学習費調査結果のポイント」と日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」とともに当社で作成
※教育費は次の条件のもと算出しております。
①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立(自宅)
②補助学習費は含まず(学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等)
③高校・大学は入学金を含む

遺児育英年金制度の受取イメージ

年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

◎遺児育英年金制度

申込 コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	こどもの 年齢に応じて 選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	



受取イメージ

こども年齢		0～3歳	4～6歳
2コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約10.9万円	約12.6万円
200万円	受取総額	約218.9万円	約215.4万円
3コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約16.4万円	約19.0万円
300万円	受取総額	約328.4万円	約323.1万円
5コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約27.3万円	約31.6万円
500万円	受取総額	約547.4万円	約538.5万円
10コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約54.7万円	約63.3万円
1,000万円	受取総額	約1,094.8万円	約1,077.1万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

●月額掛金 (単位：円)

申込コース	性別	年齢【保険年齢】							
		16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
2(200万円)	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026
3(300万円)	男性	237	300	405	591	903	1,374	2,148	3,186
	女性	156	258	309	450	633	840	1,140	1,539
5(500万円)	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
10(1,000万円)	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130

【遺児育英年金制度の取扱い】
遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金形式で受取る制度です。
遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人コースとセットで加入してください。
遺児育英年金制度は「グループ共済」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
●死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。
●期中の遺児育英年金制度のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。
 本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。
●K1・A1・D2・D3・Kコースにご加入の方は、遺児育英年金制度に加入できる最大人数は4名となります。

7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳
14年	11年	8年	5年	3年
約15.1万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
約211.8万円	約208.4万円	約205.2万円	約202.1万円	約200.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約22.6万円	約28.4万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
約317.7万円	約312.7万円	約307.8万円	約303.2万円	約300.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約37.8万円	約47.3万円	約64.1万円	約101.0万円	約166.7万円
約529.5万円	約521.1万円	約513.1万円	約505.3万円	約500.1万円
14年	11年	8年	5年	3年
約75.6万円	約94.7万円	約128.2万円	約202.1万円	約333.4万円
約1,059.0万円	約1,042.3万円	約1,026.3万円	約1,010.7万円	約1,000.2万円

年齢【保険年齢】				
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
2,782	3,080	3,422	3,820	4,290
1,360	1,516	1,700	1,900	2,120
4,173	4,620	5,133	5,730	6,435
2,040	2,274	2,550	2,850	3,180
6,955	7,700	8,555	9,550	10,725
3,400	3,790	4,250	4,750	5,300
13,910	15,400	17,110	19,100	21,450
6,800	7,580	8,500	9,500	10,600

掛金

- 掛金（単位：円）
- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本 人									
申込 コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16～35歳 (1991.7.2～2011.7.1)		36～40歳 (1986.7.2～1991.7.1)		41～45歳 (1981.7.2～1986.7.1)		46～50歳 (1976.7.2～1981.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
K1	男性	5,058	3,555	5,950	4,500	7,438	6,075	10,073	8,865
	女性	3,910	2,340	5,355	3,870	6,078	4,635	8,075	6,750
A1	男性	4,860	3,555	5,700	4,500	7,100	6,075	9,580	8,865
	女性	3,780	2,340	5,140	3,870	5,820	4,635	7,700	6,750
C1	男性	4,394	1,896	5,150	2,400	6,410	3,240	8,642	4,728
	女性	3,422	1,248	4,646	2,064	5,258	2,472	6,950	3,600
D1	男性	3,988	3,555	4,670	4,500	5,808	6,075	7,823	8,865
	女性	3,110	2,340	4,215	3,870	4,768	4,635	6,295	6,750
D2	男性	3,988	5,214	4,670	6,600	5,808	8,910	7,823	13,002
	女性	3,110	3,432	4,215	5,676	4,768	6,798	6,295	9,900
D3	男性	3,988	6,873	4,670	8,700	5,808	11,745	7,823	17,139
	女性	3,110	4,524	4,215	7,482	4,768	8,961	6,295	13,050
E1	男性	3,229	3,555	3,775	4,500	4,685	6,075	6,297	8,865
	女性	2,527	2,340	3,411	3,870	3,853	4,635	5,075	6,750
F1	男性	2,473	3,555	2,882	4,500	3,565	6,075	4,774	8,865
	女性	1,946	2,340	2,609	3,870	2,941	4,635	3,857	6,750
G1	男性	1,715	3,555	1,988	4,500	2,443	6,075	3,249	8,865
	女性	1,364	2,340	1,806	3,870	2,027	4,635	2,638	6,750
H1	男性	959	1,896	1,095	2,400	1,323	3,240	1,726	4,728
	女性	783	1,248	1,004	2,064	1,115	2,472	1,420	3,600

- ・本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2027年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・配偶者、こども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の掛金は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

本 人					
掛金(円)					
年齢【保険年齢】(生年月日)					
51～55歳 (1971.7.2～1976.7.1)		56～60歳 (1966.7.2～1971.7.1)		61～65歳 (1961.7.2～1966.7.1)	
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
14,493	13,545	21,165	20,610	32,130	32,220
10,668	9,495	13,600	12,600	17,850	17,100
13,740	13,545	20,020	20,610	30,340	32,220
10,140	9,495	12,900	12,600	16,900	17,100
12,386	7,224	18,038	10,992	27,326	17,184
9,146	5,064	11,630	6,720	15,230	9,120
11,203	13,545	16,305	20,610	24,690	32,220
8,278	9,495	10,520	12,600	13,770	17,100
11,203	19,866	16,305	30,228	24,690	47,256
8,278	13,926	10,520	18,480	13,770	25,080
11,203	26,187	16,305	39,846	24,690	62,292
8,278	18,357	10,520	24,360	13,770	33,060
9,001	13,545	13,083	20,610	19,791	32,220
6,661	9,495	8,455	12,600	11,055	17,100
6,802	13,545	9,863	20,610	14,894	32,220
5,047	9,495	6,392	12,600	8,342	17,100
4,601	13,545	6,642	20,610	9,996	32,220
3,431	9,495	4,328	12,600	5,628	17,100
2,402	7,224	3,422	10,992	5,099	17,184
1,817	5,064	2,265	6,720	2,915	9,120

本 人								
申込 コース	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		16～35歳 (1991.7.2 ～ 2011.7.1)	36～40歳 (1986.7.2 ～ 1991.7.1)	41～45歳 (1981.7.2 ～ 1986.7.1)	46～50歳 (1976.7.2 ～ 1981.7.1)	51～55歳 (1971.7.2 ～ 1976.7.1)	56～60歳 (1966.7.2 ～ 1971.7.1)	61～65歳 (1961.7.2 ～ 1966.7.1)
K	男性	5,058	5,950	7,438	10,073	14,493	21,165	32,130
	女性	3,910	5,355	6,078	8,075	10,668	13,600	17,850
A	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
B	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
C	男性	4,394	5,150	6,410	8,642	12,386	18,038	27,326
	女性	3,422	4,646	5,258	6,950	9,146	11,630	15,230
D	男性	3,988	4,670	5,808	7,823	11,203	16,305	24,690
	女性	3,110	4,215	4,768	6,295	8,278	10,520	13,770
E	男性	3,229	3,775	4,685	6,297	9,001	13,083	19,791
	女性	2,527	3,411	3,853	5,075	6,661	8,455	11,055
F	男性	2,473	2,882	3,565	4,774	6,802	9,863	14,894
	女性	1,946	2,609	2,941	3,857	5,047	6,392	8,342
G	男性	1,715	1,988	2,443	3,249	4,601	6,642	9,996
	女性	1,364	1,806	2,027	2,638	3,431	4,328	5,628
H	男性	959	1,095	1,323	1,726	2,402	3,422	5,099
	女性	783	1,004	1,115	1,420	1,817	2,265	2,915
I	男性	876	998	1,201	1,561	2,164	3,074	4,571
	女性	720	917	1,015	1,288	1,642	2,042	2,622
J	男性	433	475	545	669	877	1,191	1,707
	女性	379	447	481	575	697	835	1,035
Z	男性	317	338	373	435	539	696	954
	女性	290	324	341	388	449	518	618

配偶者								
申込 金額(万円)	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18～35歳 (1991.7.2 ～ 2009.7.1)	36～40歳 (1986.7.2 ～ 1991.7.1)	41～45歳 (1981.7.2 ～ 1986.7.1)	46～50歳 (1976.7.2 ～ 1981.7.1)	51～55歳 (1971.7.2 ～ 1976.7.1)	56～60歳 (1966.7.2 ～ 1971.7.1)	61～65歳 (1961.7.2 ～ 1966.7.1)
2,000	男性	2,330	2,750	3,450	4,690	6,770	9,910	15,070
	女性	1,790	2,470	2,810	3,750	4,970	6,350	8,350
1,500	男性	1,748	2,063	2,588	3,518	5,078	7,433	11,303
	女性	1,343	1,853	2,108	2,813	3,728	4,763	6,263
1,000	男性	1,165	1,375	1,725	2,345	3,385	4,955	7,535
	女性	895	1,235	1,405	1,875	2,485	3,175	4,175
800	男性	932	1,100	1,380	1,876	2,708	3,964	6,028
	女性	716	988	1,124	1,500	1,988	2,540	3,340
650	男性	759	895	1,123	1,526	2,202	3,222	4,899
	女性	583	804	915	1,220	1,617	2,065	2,715
580	男性	676	798	1,001	1,361	1,964	2,874	4,371
	女性	520	717	815	1,088	1,442	1,842	2,422
200	男性	233	275	345	469	677	991	1,507
	女性	179	247	281	375	497	635	835
100	男性	117	138	173	235	339	496	754
	女性	90	124	141	188	249	318	418

こども		
申込金額(万円)	月払掛金(円)	
400	460	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2004.7.2～2024.7.1)

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2027年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者、こども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の掛金は月払のみです。
- 本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

お取り扱いについて

加 入 資 格	本 人…当生協の組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方) 配偶者…当生協の組合員(再任用含む)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方) 子ども…当生協の組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方
告 知 内 容	本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者・子ども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。 ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。
保 険 期 間	●1年間(2027年1月1日～2027年12月31日)で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。
掛 金	●毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より) ボーナス(時)掛金は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。(初回のボーナス時掛金は12月分より賞与より控除します)
配 当 金	●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※配当金につきましては、3月分の利用金額と相殺いたします。
継 続 加 入 の 取 扱 い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
申 込 方 法	●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 災害保険金については、この特約の加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(※)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。 また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保 険 金 の お 支 払 い	なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10(2003年版)準拠」によるものとします。 分類項目(基本分類コード) コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎〈ポリオ〉(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ〈Crimean－Congo〉出血熱(A98.0)、マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病(A98.3)、エボラ〈Ebola〉ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)
高度障害	(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含まれます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含まれません。 (1)一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3)指定感染症 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 高度障害状態とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた掛金についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●掛金のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ① 被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

お支払いできない場合について (解除・免責等) (つ づ き)	3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)		
	(災害保障特約の災害保険金に対して)		
	等級	身体障害の程度	給付割合
	第2級	8. 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の 1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
	第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
	第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	30%
給付割合表	第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
	第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
第1級は高度障害条項(7項目)です			

年金の取扱いについて	1. 年金の種類と型 2. 配 当 金 3. 年 金 受 取 人 4. 年金のお支払い 5. 年金払の対象となる 保 険 金	●年金支払期間は3年以上30年以内で選択いただきます。(定額型確定年金です) ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 ●新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
	＜保険金・給付金のご請求について＞ ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞ ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。	

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

＜引受会社＞明治安田生命保険相互会社



保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした



熱中症になった



食中毒になった

意向確認
ご加入前
のご確認

グループ共済 傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

※グループ共済 傷害給付とグループ共済はセットでご加入ください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人		配偶者		こども	
		Sコース	Uコース	S1コース	U1コース	S2コース	U2コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円
	月 額 保 険 料	640	320	640	320	640	320

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.60

病気・ケガ
への備え

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども	
	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき	日額 8,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
[入院給付金]			
死亡したとき	10万円	10万円	10万円
[死亡保険金]			

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.63**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.63**

意向確認

ご加入前
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
16～19歳 (2007.7.2～2011.7.1)	1,710	1,080	660
20～24歳 (2002.7.2～2007.7.1)	2,165	1,364	830
25～29歳 (1997.7.2～2002.7.1)	2,501	1,574	956
30～34歳 (1992.7.2～1997.7.1)	2,613	1,644	998
35～39歳 (1987.7.2～1992.7.1)	2,607	1,641	997
40～44歳 (1982.7.2～1987.7.1)	2,877	1,812	1,102
45～49歳 (1977.7.2～1982.7.1)	3,293	2,075	1,263
50～54歳 (1972.7.2～1977.7.1)	4,188	2,640	1,608
55～59歳 (1967.7.2～1972.7.1)	5,378	3,395	2,073
60～64歳 (1962.7.2～1967.7.1)	7,299	4,614	2,824
65～69歳 (1957.7.2～1962.7.1)	10,472	6,626	4,062

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2004.7.2以降に生まれた方)	1,158	704

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



病気・ケガ
への備え

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
		5万円	2.5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.64

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.66

加入取扱いに関するご注意



ご注意

●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

意向確認

ご加入前
のご確認

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
16～19歳 (2007.7.2～2011.7.1)	568	321	423	248
20～24歳 (2002.7.2～2007.7.1)	483	278	583	328
25～29歳 (1997.7.2～2002.7.1)	488	281	823	448
30～34歳 (1992.7.2～1997.7.1)	513	293	963	518
35～39歳 (1987.7.2～1992.7.1)	618	346	958	516
40～44歳 (1982.7.2～1987.7.1)	748	411	923	498
45～49歳 (1977.7.2～1982.7.1)	963	518	993	533
50～54歳 (1972.7.2～1977.7.1)	1,238	656	1,108	591
55～59歳 (1967.7.2～1972.7.1)	1,673	873	1,288	681
60～64歳 (1962.7.2～1967.7.1)	2,298	1,186	1,593	833
65～69歳 (1957.7.2～1962.7.1)	2,708	1,391	1,998	1,036
70歳 (1956.7.2～1957.7.1)	2,983	1,528	2,318	1,196
71歳 (1955.7.2～1956.7.1)	3,098	1,586	2,433	1,253
72歳 (1954.7.2～1955.7.1)	3,228	1,651	2,548	1,311
73歳 (1953.7.2～1954.7.1)	3,363	1,718	2,663	1,368
74歳 (1952.7.2～1953.7.1)	3,518	1,796	2,788	1,431
75歳 (1951.7.2～1952.7.1)	3,673	1,873	2,913	1,493

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (2004.7.2以降に生まれた方)	368	

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ずグループ共済とセットでご加入ください。

■ サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた8つのメニューをご利用いただけます。



ご利用にあたり専用サイトにログインし、ご使用ください。ログインID、およびパスワードは別途通知いたします。

■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2027年2月1日～2028年1月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	運 営 費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
------	--	-------	--

■ 個人情報に関する取扱いについて

- 1. 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 2. 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

■「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条 (目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条 (加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条 (運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条 (加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条 (健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条 (サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3) その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)
(事務委託先)
団体サービス部
生活・健康サービスグループ
03-5952-5069

- 4. 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条 (届出事項の変更)

1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条 (加入期間)

1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条 (データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条 (規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条 (契約の終了)

1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】
健康づくりサポート事務局：0120-567-074
(平日9:00～17:00)
MYLP-パー26-健サ-200



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 年金形式での受取も可能です。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者		
		500万円	400万円	300万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	500万円	400万円	300万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）			
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき			
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）			
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	250万円	200万円	150万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）			
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	40万円	30万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）			



ご注意

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ ＜お申込金額500万円の場合＞

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	800万円
	急性心筋梗塞	●	●		750万円
	脳卒中	●	●		
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	重度の糖尿病		●		250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13} ^{※14}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.59**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.75**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.69**

- <保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>
- ・所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
 - ・税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料

- 月額保険料（単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円＞
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
 - ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2006.8.2～ 2011.8.1)	740	325	65	592	260	52	444	195	39
21～25歳 (2001.8.2～ 2006.8.1)	995	350	65	796	280	52	597	210	39
26～30歳 (1996.8.2～ 2001.8.1)	1,020	400	70	816	320	56	612	240	42
31～35歳 (1991.8.2～ 1996.8.1)	1,265	525	80	1,012	420	64	759	315	48
36～40歳 (1986.8.2～ 1991.8.1)	1,720	675	100	1,376	540	80	1,032	405	60
41～45歳 (1981.8.2～ 1986.8.1)	2,390	975	150	1,912	780	120	1,434	585	90
46～50歳 (1976.8.2～ 1981.8.1)	4,005	1,700	235	3,204	1,360	188	2,403	1,020	141
51～55歳 (1971.8.2～ 1976.8.1)	6,660	2,700	360	5,328	2,160	288	3,996	1,620	216
56～60歳 (1966.8.2～ 1971.8.1)	10,440	4,600	620	8,352	3,680	496	6,264	2,760	372
61～65歳 (1961.8.2～ 1966.8.1)	16,285	7,325	1,135	13,028	5,860	908	9,771	4,395	681
66～70歳 (1956.8.2～ 1961.8.1)	24,120	10,575	1,740	19,296	8,460	1,392	14,472	6,345	1,044
71歳 (1955.8.2～ 1956.8.1)	30,360	13,025	2,075	24,288	10,420	1,660	18,216	7,815	1,245

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
72歳 (1954.8.2～ 1955.8.1)	32,805	13,900	2,195	26,244	11,120	1,756	19,683	8,340	1,317
73歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	35,455	14,750	2,305	28,364	11,800	1,844	21,273	8,850	1,383
74歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	38,385	15,650	2,420	30,708	12,520	1,936	23,031	9,390	1,452
75歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	41,665	16,275	2,535	33,332	13,020	2,028	24,999	9,765	1,521

重病克服支援制度

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2006.8.2～ 2011.8.1)	615	325	75	492	260	60	369	195	45
21～25歳 (2001.8.2～ 2006.8.1)	740	375	125	592	300	100	444	225	75
26～30歳 (1996.8.2～ 2001.8.1)	945	500	160	756	400	128	567	300	96
31～35歳 (1991.8.2～ 1996.8.1)	1,355	725	225	1,084	580	180	813	435	135
36～40歳 (1986.8.2～ 1991.8.1)	2,000	1,100	305	1,600	880	244	1,200	660	183
41～45歳 (1981.8.2～ 1986.8.1)	2,930	1,825	400	2,344	1,460	320	1,758	1,095	240
46～50歳 (1976.8.2～ 1981.8.1)	3,700	2,375	500	2,960	1,900	400	2,220	1,425	300
51～55歳 (1971.8.2～ 1976.8.1)	4,845	3,025	515	3,876	2,420	412	2,907	1,815	309
56～60歳 (1966.8.2～ 1971.8.1)	5,975	4,025	595	4,780	3,220	476	3,585	2,415	357
61～65歳 (1961.8.2～ 1966.8.1)	8,490	4,775	805	6,792	3,820	644	5,094	2,865	483
66～70歳 (1956.8.2～ 1961.8.1)	11,220	6,375	905	8,976	5,100	724	6,732	3,825	543
71歳 (1955.8.2～ 1956.8.1)	13,930	7,250	990	11,144	5,800	792	8,358	4,350	594

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
72歳 (1954.8.2～ 1955.8.1)	15,300	7,525	1,025	12,240	6,020	820	9,180	4,515	615
73歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	16,810	7,825	1,060	13,448	6,260	848	10,086	4,695	636
74歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	18,385	8,100	1,095	14,708	6,480	876	11,031	4,860	657
75歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	20,030	8,550	1,135	16,024	6,840	908	12,018	5,130	681

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

保障内容と保険料

●保障内容等

保障区分	保障内容	保障額
		本 人・配偶者
		100万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※ 1）	
	●死亡・所定の高度障害状態のとき	
	〔死亡・高度障害保険金〕（※ 1）	
7大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※ 2）	
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	10万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※ 2）	



（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額100万円＞

男性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約
	100 万円	50 万円	10 万円
16～20歳 (2006.8.2～2011.8.1)	148	65	13
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	199	70	13
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	204	80	14
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	253	105	16
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	344	135	20
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	478	195	30
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	801	340	47
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	1,332	540	72
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	2,088	920	124
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	3,257	1,465	227
66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	4,824	2,115	348
71歳 (1955.8.2～1956.8.1)	6,072	2,605	415
72歳 (1954.8.2～1955.8.1)	6,561	2,780	439
73歳 (1953.8.2～1954.8.1)	7,091	2,950	461
74歳 (1952.8.2～1953.8.1)	7,677	3,130	484
75歳 (1951.8.2～1952.8.1)	8,333	3,255	507

女性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約
	100 万円	50 万円	10 万円
16～20歳 (2006.8.2～2011.8.1)	123	65	15
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	148	75	25
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	189	100	32
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	271	145	45
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	400	220	61
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	586	365	80
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	740	475	100
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	969	605	103
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	1,195	805	119
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	1,698	955	161
66～70歳 (1956.8.2～1961.8.1)	2,244	1,275	181
71歳 (1955.8.2～1956.8.1)	2,786	1,450	198
72歳 (1954.8.2～1955.8.1)	3,060	1,505	205
73歳 (1953.8.2～1954.8.1)	3,362	1,565	212
74歳 (1952.8.2～1953.8.1)	3,677	1,620	219
75歳 (1951.8.2～1952.8.1)	4,006	1,710	227

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。



意向確認
ご加入前
のご確認

就業不能サポート制度は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者 **本人**

保障内容等 (契約概要部分)

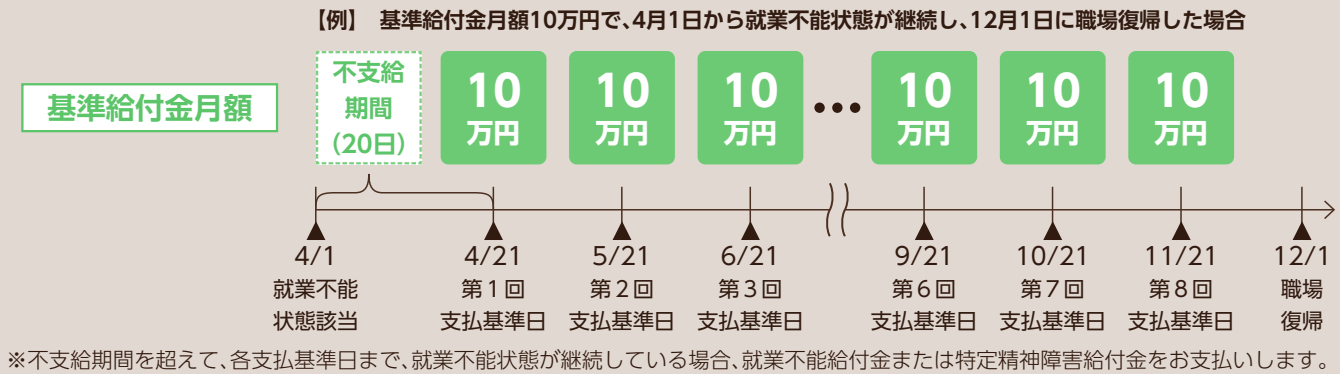
- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容		10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)	基準給付金 月額 10万円	基準給付金 月額 5万円
	<主契約> [就業不能給付金]		
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)		
<特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ



給付金のお支払いに関するご注意



- 給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限りです。
 - 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.67**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.69**

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料（単位：円）
＜基本保障：主契約・特定精神障害給付特約＞

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 （申込コース）	10万円 （10万円コース）	5万円 （5万円コース）
年齢【保険年齢】 （生年月日）	基本保障	基本保障
16～19歳 （2007.7.2～2011.7.1）	1,010	505
20～24歳 （2002.7.2～2007.7.1）	1,050	525
25～29歳 （1997.7.2～2002.7.1）	1,040	520
30～34歳 （1992.7.2～1997.7.1）	1,170	585
35～39歳 （1987.7.2～1992.7.1）	1,280	640
40～44歳 （1982.7.2～1987.7.1）	1,360	680
45～49歳 （1977.7.2～1982.7.1）	1,620	810
50～54歳 （1972.7.2～1977.7.1）	2,080	1,040
55～59歳 （1967.7.2～1972.7.1）	2,890	1,445
60～64歳 （1962.7.2～1967.7.1）	4,220	2,110
65歳 （1961.7.2～1962.7.1）	5,180	2,590

女 性		
基準給付金月額 （申込コース）	10万円 （10万円コース）	5万円 （5万円コース）
年齢【保険年齢】 （生年月日）	基本保障	基本保障
16～19歳 （2007.7.2～2011.7.1）	1,140	570
20～24歳 （2002.7.2～2007.7.1）	1,080	540
25～29歳 （1997.7.2～2002.7.1）	1,300	650
30～34歳 （1992.7.2～1997.7.1）	1,480	740
35～39歳 （1987.7.2～1992.7.1）	1,510	755
40～44歳 （1982.7.2～1987.7.1）	1,700	850
45～49歳 （1977.7.2～1982.7.1）	2,020	1,010
50～54歳 （1972.7.2～1977.7.1）	2,230	1,115
55～59歳 （1967.7.2～1972.7.1）	2,580	1,290
60～64歳 （1962.7.2～1967.7.1）	3,510	1,755
65歳 （1961.7.2～1962.7.1）	3,830	1,915

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

既加入者
専用制度
(新規加入・
増額不可)



休職への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

短期療養給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人**

65歳以上
の方は加入
できません。

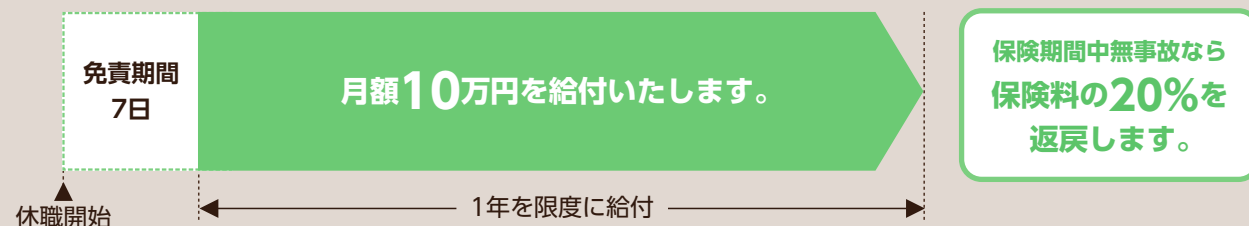
保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、
補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れい
します。

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



●月額保険料 (単位: 円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 5万円 T1コース	保険金月額 10万円 T2コース(※)
16～19歳 (2007.1.2～2011.1.1)	7日	1年	220	-
20～24歳 (2002.1.2～2007.1.1)			310	-
25～29歳 (1997.1.2～2002.1.1)			350	-
30～34歳 (1992.1.2～1997.1.1)			440	-
35～39歳 (1987.1.2～1992.1.1)			540	1,090
40～44歳 (1982.1.2～1987.1.1)			680	1,360
45～49歳 (1977.1.2～1982.1.1)			810	1,630
50～54歳 (1972.1.2～1977.1.1)			940	1,880
55～59歳 (1967.1.2～1972.1.1)			1,010	2,010
60～64歳 (1962.1.2～1967.1.1)			1,060	2,120

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 - ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
- ※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.70



意向確認
ご加入前
のご確認

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

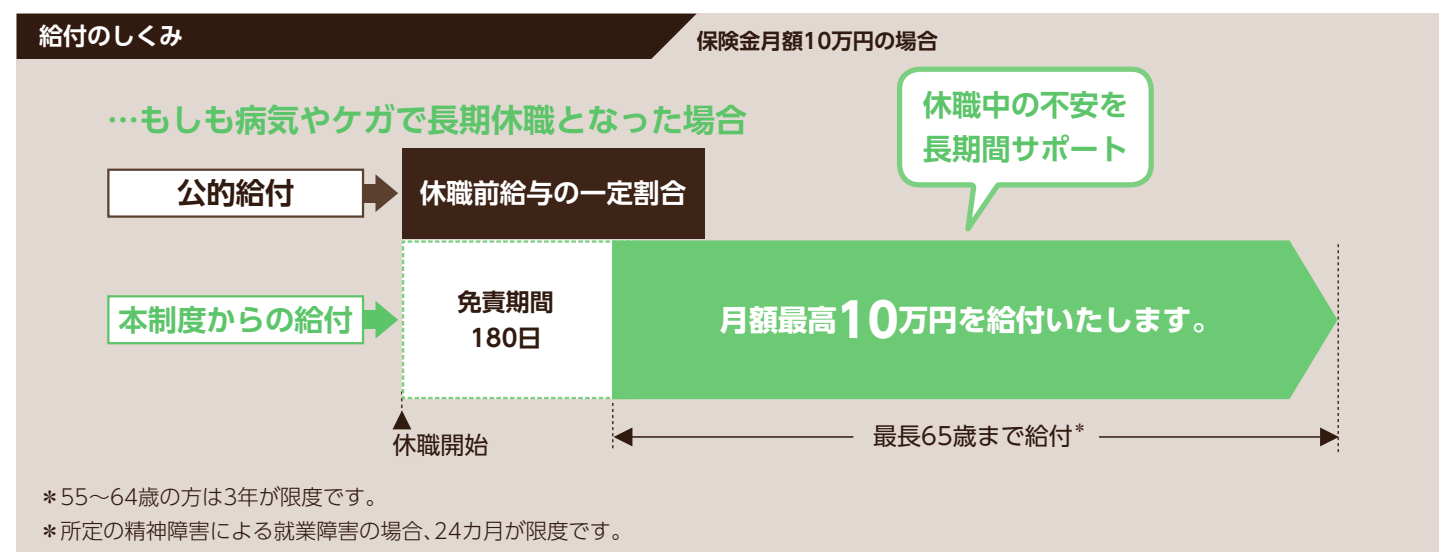
保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人**

65歳以上
の方は加入
できません。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



●月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース(※)	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース(※)
16～24歳 (2002.1.2～2011.1.1)	180日	65歳	872	-	573	-
25～29歳 (1997.1.2～2002.1.1)			908	-	769	-
30～34歳 (1992.1.2～1997.1.1)			994	-	1,021	-
35～39歳 (1987.1.2～1992.1.1)			1,213	2,426	1,500	3,000
40～44歳 (1982.1.2～1987.1.1)			1,821	3,642	2,445	4,890
45～49歳 (1977.1.2～1982.1.1)			2,708	5,415	3,550	7,101
50～54歳 (1972.1.2～1977.1.1)			3,956	7,913	4,807	9,615
55～59歳 (1967.1.2～1972.1.1)	3年	3年	2,506	5,013	2,638	5,275
60～64歳 (1962.1.2～1967.1.1)			4,258	8,515	3,995	7,991

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※保険金月額20万円(20コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.71**



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前
ご確認

リビングガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

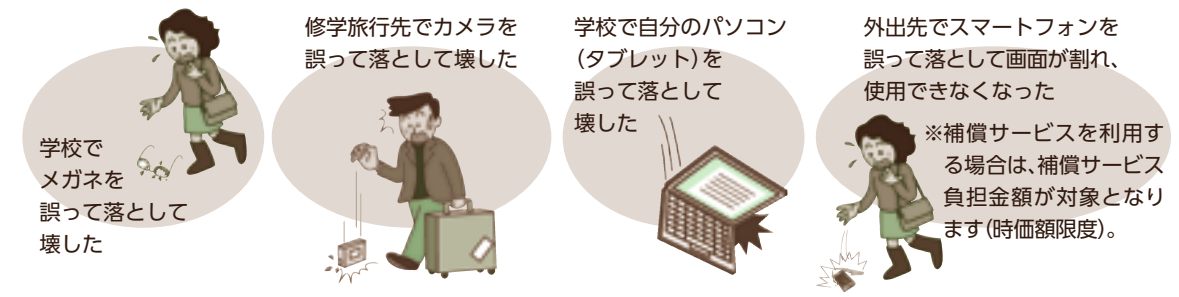
- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

こんな時に補償されます。

傷 害
による
通院



携行品
損害



個人
賠償責任



・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人	
		Lコース	Mコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 [死亡保険金]	410万円	100万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〈程度により〉 [後遺障害保険金]	16.4～ 410万円	4～ 100万円
	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,600円	日額 500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1.8または 3.6万円	0.25または 0.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,100円	日額 300円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円 (注○)	10万円 (注○)
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]		30万円 (注▲)	30万円 (注▲)
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]		10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]		200万円	200万円
月 額 保 険 料		1,140	310

(注○) 携行品損害保険金の事故のご請求にあたっては、損害品の写真、修理見積書等が必要となります。損害品を廃棄されないようお願いいたします。盗難の場合は、盗難(被害)届が必要となります。

(注▲) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.60**



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の
お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	59
保険金・給付金をお支払いできない場合について	60
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	60
グループ共済 傷害給付	60
リビングガード	60
医療保障保険	63
医療費支援制度	64
就業不能サポート制度	67
重病克服支援制度	69
短期療養給付	70
長期療養収入補償制度	71
その他	73

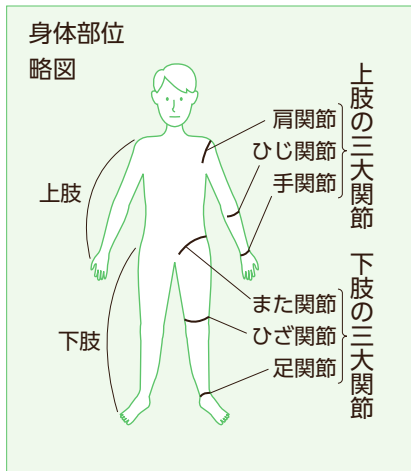
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)
 - (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはしゃくの障害
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注短期療養給付・長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ共済 傷害給付・リビングガード

■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、グループ共済 傷害給付・リビングガードで設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金(◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)

※ご注意ください

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますの で、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りま

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

＜給付金に関するご注意＞

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。
- 【先進医療給付金について】
 - 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
 - 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
 - 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
 - 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
 - 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート制度

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで、到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで、到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回

(注1)「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
(注3)入院
「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。
対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
心理的発達の障害	F80－F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(注1) 精神障害
「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(※2)	F10－F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
知的障害<精神遅滞>	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1) 分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。
(※2) 薬物依存に該当するものを除きます。
(注2) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものと し、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
(注3) 妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。
(注4) 下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

重病克服支援制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
---------	---

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

短期療養給付

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得注額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金のご請求には就業不能の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛みという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。また、治療中以外の期間についても対象にならない場合があります。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業不能状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと

- 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

● 次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

長期療養収入補償制度

● 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の実業障害が、免責期間を超えて継続したとき(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(181日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)イ)ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得(注)額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

(注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできません。

■ 保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援制度・就業不能サポート制度

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族

5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服支援制度

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りま

す。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族

*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

事故が発生したときは、事故の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

【短期療養給付】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

短期療養給付・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするをを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

- 【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療保障保険・医療費支援制度・就業不能サポート制度・重病克服支援制度

- 【ご照会・ご相談窓口】
 - 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
 - この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
 - なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

- 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
- 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400(フリーダイヤル(無料))
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

- 【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
03-4332-5241(全国共通)
受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。
- 【グループ共済 傷害給付・リビングガード】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
- 【短期療養給付・長期療養収入補償制度】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・医療費支援制度

- 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
- 各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。
- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日
- ※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

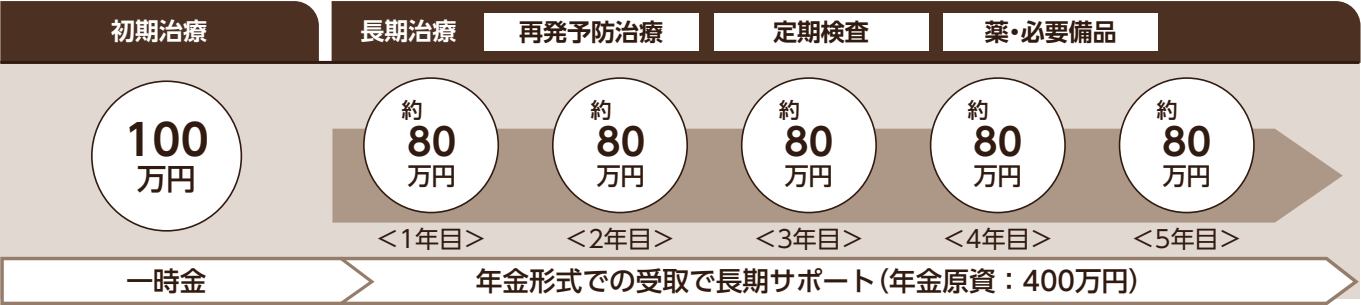
取扱代理店

グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

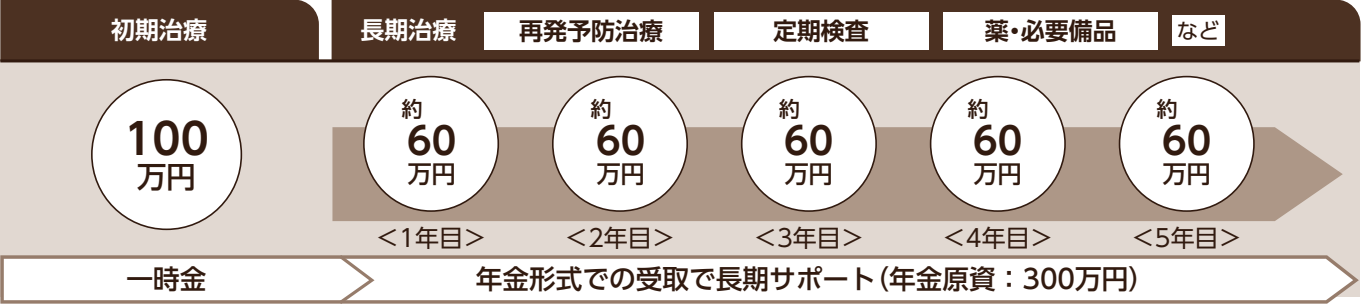
広島県教育用品(株)	電話番号：082-262-5785
明治安田生命保険相互会社	電話番号：082-247-6987

重病克服支援制度の年金受取について

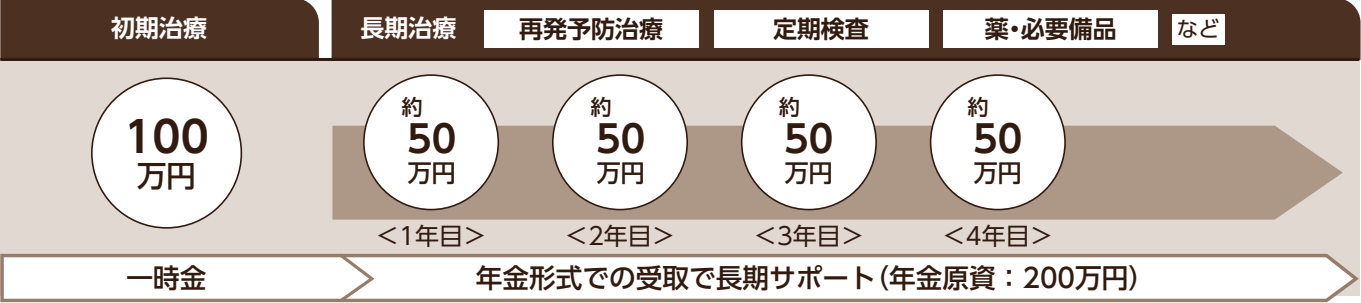
保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。



※全額一時金での受取も可能です。



※全額一時金での受取も可能です。



※全額一時金での受取も可能です。

●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。

※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1.年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2.配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3.年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4.年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5.年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

各制度の退職後のお取り扱いについて

退職後のコースの特長

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

Point1 **ご退職後も自動継続(※)で保障を継続できます。(また、内容変更(減額)も可能です。)**

※リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度・就業不能サポート制度は退職後継続できません。
※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続希望確認書にてお手続きが必要です。
※退職後のコース継続希望の場合は2027年1月末までに学校生協へお申し出ください。お申し出がない場合は掛金控除ができませんので2027年3月末日で脱退となります。
※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

Point2 **お手続きが簡単です。(退職時に配布される継続意思確認書をご提出ください)**

※継続にあたって掛金控除のための生協口座の登録が必要です。
また、登録済みの方でも直近13ヵ月以内にご利用がない場合は再度登録が必要ですので自動振替依頼書をご提出ください。

Point3 **退職後の保障については、2027年2月頃該当ご加入者へ個別にご案内いたします。**

制度のイメージ

※退職後医療保険制度と退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

在 職 中		退 職 後				
生前給付保障(保険)	医療保障保険	退職後のコース	継続最高(可能) 69歳	満了時 70歳	退職後医療保険制度(70歳満了・80歳満了)	
	医療費支援制度	退職後のコース	75歳	76歳		
	重病克服支援制度	退職後のコース	75歳	76歳	退職後重病克服支援制度	79歳 80歳
	グループ共済 傷害給付	退職後のコース	75歳	76歳		
	リビングガード 短期療養給付	退職後は継続できません。				
	長期療養収入補償制度					
就業不能サポート制度						
障害保障	死亡・高度障害保障	グループ共済	退職後のコース	75歳	76歳	

※医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付、グループ共済の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※退職後医療保険制度、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

●退職者専用コース
2013年3月末までに退職された方のみが継続加入できるコースです。

グループ共済 退職後のコース(既加入者専用コース)

現在、退職者専用コースに既にご加入の方のみ継続できるコースです。

グループ共済					
コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資)	上乗せ保障【不慮の事故の場合】			
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡	不慮の事故による高度障害	不慮の事故による身体障害 (程度により)	不慮の事故による5日以上の入院 (120日を限度として)
		災害保険金	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	入院給付金
		万円	万円	万円	1日につき 円
500万円	500	125	125	12～87	1,875
300万円	300	75	75	7～52	1,125

ご退職者専用の掛金 グループ共済 月額掛金 (単位：円)

年齢区分	500万円		300万円		年齢区分	500万円		300万円	
	男 性	女 性	男 性	女 性		男 性	女 性	男 性	女 性
46歳～50歳	1,373	1,138	904	763	71歳	7,343	3,788	4,486	2,353
51歳～55歳	1,893	1,443	1,216	946	72歳	8,088	4,178	4,933	2,587
56歳～60歳	2,678	1,788	1,687	1,153	73歳	8,943	4,638	5,446	2,863
61歳～65歳	3,968	2,288	2,461	1,453	74歳	9,938	5,138	6,043	3,163
66歳～70歳	5,698	2,953	3,499	1,852	75歳	11,113	5,688	6,748	3,493

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29～P.30をご参照ください。
※本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

広島県学校生活協同組合

0120-64-3312

〒732-0052 広島市東区光町2-8-3 2 エコード広島2 F

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部法人営業部

082-247-6987

〒730-0035 広島県広島市中区本通6-1 1 明治安田生命広島本通ビル9階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで